

青森県報

第二千四百六十八号

平成十七年
四月二十日
(水曜日)

目次

規 則

青森県民福祉プラザ規則の一部を改正する規則……………
青森県都市公園規則の一部を改正する規則……………

告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる
図書類の指定……………
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退……………
結核予防法による医療機関の指定……………
保安林の指定予定……………
漁船保険付保義務の発生……………

右 同……………
公 告……………
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………
右 同……………
毒物劇物取扱者試験の施行……………
土地改良区の定款変更の認可……………
出先機関……………
土地改良事業の工事の完了……………

(健康福祉課)……………一
(政策課)……………二
(都市計画課)……………三
(青少年・男女共同参画課)……………四
(保健衛生課)……………五
(同)……………六
(林政課)……………七
(水産振興課)……………八
(下北地方農林水産事務所)……………九
(同)……………十
(民生生活政策課)……………十一
(同)……………十二
(医療業務課)……………十三
(農村整備課)……………十四
(下北地方農林水産事務所)……………十五

規 則

青森県民福祉プラザ規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十七号

青森県民福祉プラザ規則の一部を改正する規則

青森県民福祉プラザ規則(平成十年三月青森県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条」を「第五条及び青森県指定管理者による公の施設に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)第六条」に改める。

第四条第二項中「申込者」を「使用の承認を受けた者」に改める。

第六条の次に次の二条を加える。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第七条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により同条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にプラザの管理を行わせることとした場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- 一 使用の承認に関すること。
- 二 条例第四条の規定による使用の制限等に関すること。
- 三 第五条の規定による使用の承認の取消し等に関すること。
- 四 プラザの施設、設備等の維持管理に関すること。
- 五 その他プラザの管理に関し必要な業務

(指定管理者に管理を行わせた場合の開館時間等)

第八条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により指定管理者にプラザの管理を行わせることとした場合のプラザの開館時間及び休館日は、第二条第一項及び第三条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める開館時間及び第三条第一項に定める休館日を基準として、あらかじめ知事の承認を受

けて指定管理者が定めるものとする。これらを変更する場合も、同様とする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定により定められた開館時間を変更し、及び同項の規定により定められた休館日に開館し、又は当該休館日以外の日に休館することができる。

附則

この規則は、青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）附則第四項の規定の施行の日から施行する。

青森県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十八号

青森県都市公園規則の一部を改正する規則

青森県都市公園規則（昭和五十三年四月青森県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「いう。」の下に「及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）」を加える。

第九条の次に次の二条を加える。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第十条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により同条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に都市公園の管理を行わせることとした場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

一 条例第五条の規定による行為の許可に関すること。

二 条例第六条の規定による特定公園施設（総合体育館の体力測定室、スタジオ、カウンセリング室、メンタルトレーニング室及びリコンディショニング室を除く）の使用の許可に関すること。

三 条例第七条の規定による許可の取消し等の監督処分に関すること。

四 都市公園の維持管理に関すること。

五 その他都市公園の管理に関し必要な業務

（指定管理者に管理を行わせた場合の特定公園施設の休業日等）

第十一条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により指定管理者に都市公園の管理を行わせることとした場合の特定公園施設の休業日及び使用時間は、第三条の規定にかかわらず、同条に定める特定公園施設の休業日及び使用時間を基準として、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これらを変更する場合も、同様とする。

2 指定管理者は、特に必要と認められた場合は、前項の規定により定められた休業日に開業し、又は当該休業日以外の日に休業し、及び同項の規定により定められた使用時間を変更することができる。

附則

この規則は、青森県都市公園条例の一部を改正する条例（平成十七年三月青森県条例第四十号）の施行の日から施行する。

告 示

青森県告示第三百六十三号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十七年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発行者（製作者）名	該当条項
二六〇	書籍	パソコンパラダイス 五月号	メディアアックス	青森県青少年健全育成条例
二六六		レイディースコミック・タブー 五月号	三和出版	第十二条第一項
二六三		コミック裏モノJAPAN五月号増刊 裏モノJAPAN五月号増刊	鉄人社	第十二条第一項

二六六三	微熱SUPERデラックス 四月号	セブン新社
二六六四	コミックマノン 四月号	マガジン・マ ガジン
	〇七六八九・四 一三七七三・〇四	

青森県告示第三百六十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定辞退 年月日
佐藤胃腸科内科 国民健康保険南郷診 療所	弘前市大字外崎二丁目一七 三戸郡南郷村大字島守字梨子ノ久保二五 の二	平成十七年三月 一十七日
蟹田町国民健康保険 蟹田病院	東津軽郡蟹田町大字蟹田字下蟹田四一の 一	平成十七年三月 一十七日
三厩村国民健康保険 診療所	東津軽郡三厩村字新町六	〃

青森県告示第三百六十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十七年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
八戸市国民健康保険 南郷診療所	八戸市南郷区大字島守字梨子ノ久保二五 の二	平成十七年三月 一十三日

青森県告示第三百六十六号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十七年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所
西津軽郡深浦町大字追良瀬字相野山一九三の二、一九三の四
- 二 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第三百六十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認められたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十七年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

東津軽郡外ヶ浜町字三厩鳴神九四番地	伊藤逸雄	竜飛	三厩	加入区の名称
東津軽郡外ヶ浜町字三厩釜野澤八番地	柳谷正則			
東津軽郡外ヶ浜町字三厩算用師右平野二番地	濱谷壽三			
西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一	山本清四郎	風合瀬		
西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川二	山本利雄			
西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川一	三四五番地 八政助			
西津軽郡鰺ヶ沢町大字浜町七五番地	埴見喜治	鰺ヶ沢		
西津軽郡鰺ヶ沢町大字浜町七九番地	三ツ矢春雄			
西津軽郡鰺ヶ沢町大字浜町二九番地	八熊周蔵			
五所川原市脇元赤川三九番地	成田正義	脇元		
五所川原市脇元赤川八〇番地	葛西梯一			
北津軽郡中泊町大字小泊字下前一七〇番地	柏崎良治		下前	
北津軽郡中泊町大字小泊字下前一七〇番地	藪田俊博			
北津軽郡中泊町大字小泊字下前一〇〇番地	柏崎良治			
五所川原市磯松赤川三番地五四	竹谷博			
五所川原市磯松赤川三九番地	成田正義			
北津軽郡中泊町大字小泊字下前一七〇番地	柏崎勝幸			
北津軽郡中泊町大字小泊字水潤一七番地二四	鈴木義美			
北津軽郡中泊町大字小泊字水潤一七番地二四	伊藤裕			
北津軽郡中泊町大字小泊字水潤三番地	橋本久雄	小泊		
北津軽郡中泊町大字小泊字大山長根一〇一番地二	鈴木義美			
北津軽郡中泊町大字小泊字大山長根一〇一番地二	鈴木義美			
北津軽郡中泊町大字小泊字水潤一七番地二四	伊藤裕			
北津軽郡中泊町大字小泊字下前一七〇番地	柏崎勝幸			
北津軽郡中泊町大字小泊字下前一七〇番地	藪田俊博			
北津軽郡中泊町大字小泊字下前一〇〇番地	柏崎良治			
五所川原市磯松赤川三番地五四	竹谷博			
五所川原市磯松赤川三九番地	成田正義			
五所川原市脇元赤川八〇番地	葛西梯一			
西津軽郡鰺ヶ沢町大字浜町七五番地	埴見喜治			
西津軽郡鰺ヶ沢町大字浜町七九番地	三ツ矢春雄			
西津軽郡鰺ヶ沢町大字浜町二九番地	八熊周蔵			
西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一	山本清四郎			
西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川二	山本利雄			
西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川一	三四五番地 八政助			
東津軽郡外ヶ浜町字三厩上宇鉄七番地	柳谷一			
東津軽郡外ヶ浜町字三厩釜野澤八番地	柳谷正則			
東津軽郡外ヶ浜町字三厩算用師右平野二番地	濱谷壽三			
東津軽郡外ヶ浜町字三厩鳴神九四番地	伊藤逸雄			

東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜四六番地二
 東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜五〇番地
 成田君雄

青森県告示第百六十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めため、同法第百十二条の二第二項の規定により公示する。

平成十七年四月二十日

青森県知事 三村 申 吾

下北郡風間浦村大字易国間字新町三八番地五	金田一 源五郎	易国間
下北郡風間浦村大字易国間字新町二九番地一	横谷鐵美	
下北郡風間浦村大字易国間字大川目一二三番地二五	伊勢重嘉	
下北郡東通村大字野牛字古野牛川一五番地	三國優	野牛
下北郡東通村大字野牛字入口一〇二番地三	畑中佐市	
下北郡東通村大字野牛字稻崎平八番地	住吉均	
上北郡横浜町字松木一〇九番地	濱谷一二	横浜
上北郡横浜町字下川原四番地五	館利美	
上北郡横浜町字有畑一二七番地四	川村実	

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十七年四月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人十和田NPO子どもセンター・八ピたの

三 代表者の氏名

中沢 洋子

四 主たる事務所の所在地

十和田市西三番町一四の二三

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもや子どもに関わる個人、諸団体に対して、子どもをとりまく環境を充実させる事業を行い、子どもも大人も豊かに育つ地域社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十七年四月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森県福祉サポート協会

三 代表者の氏名

佐藤 義男

四 主たる事務所の所在地

八戸市大字八幡字松ノ木田三二の一

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県の高齢者・障害者に対して、良質な介護、介護予防、生活支援サービスと安定した福祉事業運営のサポートを目的に研修・相談・情報提供等を行うことによって、総合的な青森県の保健福祉の向上に資することを目的とする。

毒物劇物取扱者試験の施行

平成十七年毒物劇物取扱者試験を次のとおり施行するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）第八条の規定により公告する。

平成十七年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所（筆記試験、実地試験共に）

1 期日

平成十七年八月二十四日（水）

2 場所

青森市大字浜館字間瀬五八の一
青森県立保健大学

二 受験願書受付期間

平成十七年六月二十四日（金）から同年七月一日（金）まで。ただし、郵送による場合は、書類が完備されているもの限り、七月一日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療業務課業務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、県内各健康福祉こどもセンター保健部及び青森県健康福祉部医療業務課業務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループ（電話〇一七 七三四 九二八九）に問い合わせること。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、倉石土地改良区の定款の変更を平成十七年四月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十七年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定により公告する。

平成十七年四月二十日

下北地方農林水産事務所長 鳴 海 昌 彦

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
蒲野沢	ため池等整備事業	平成一七・一七
上大畑	〃	一七・三・一八

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭